

豊川市工事成績評定要領

(目的)

第1条 この要領は、豊川市が発注する建設工事の成績評定（以下「評定」という。）を行うのに必要な事項を定め、厳正かつ的確な評定の実施を図り、もって施工業者の適正な選定及び指導育成に資することを目的とする。

(評定の対象)

第2条 評定の対象は、原則として1件の契約金額が300万円以上の工事について行うものとする。ただし、維持修繕的な工事で、契約担当者（豊川市契約規則（昭和45年豊川市規則第15号）第3条第1号に規定する契約担当者をいう。以下同じ。）が必要ないと認めたものについては評定を省略することができる。

(定義)

第3条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 評定者 豊川市契約規則第3条第3号に規定する監督職員及び同条第4号に規定する検査職員をいう。
- (2) 評定点 評定者が別記様式第1の工事成績採点表により採点をした点数をいう。
- (3) 評価 別表により評定点から区分されたAからEまでをいう。

(評定の方法)

第4条 評定は、監督又は検査により確認した工事の施工状況・目的物の品質等の事項について、工事ごと評定者ごとに独立して、的確かつ公正に行わなければならない。

2 評定の結果は、別記様式第1の工事成績採点表に記録するものとする。

(評定の時期)

第5条 評定の時期は、監督職員にあつては工事の完成のとき、検査職員にあつては完了検査を実施したときとする。

(工事成績採点表の提出)

第6条 評定者は、評定を行ったときは速やかに契約担当者に、工事成績採点表を提出するものとする。

(評定結果の通知)

第7条 契約担当者は、前条の工事成績採点表の提出を受けたときは、当該工事の契約者に対して別記様式第2の工事成績評定通知書により、速やかに通知しなければならない。

(評定の修正)

第8条 契約担当者は、前条の通知をした後、当該評定を修正する必要があると認められるときは、修正しなければならない。

2 契約担当者は、前項の修正を行ったときは、速やかに、その結果を当該工事の契約者に通知するものとする。

(説明請求)

第9条 第7条又は前条第2項による通知を受けた者は、通知を受けた日から14日以内に書面により契約担当者に対して、評定の内容について説明を求めることができる。

2 契約担当者は、前項による説明を求められたときは、別記様式第3により速やかに回答しなければならない。

(工事成績が不良であった契約者への措置)

第10条 契約担当者は、豊川市発注工事において、施工不良や不誠実な行為等により評定点が65点未満に評価された場合（以下「工事成績不良」という。）、次の措置を行う。

(1) 当該工事の契約者（以下「措置対象契約者」という。）に、「工事成績評定に係る警告書」（以下「警告書」という。）（別記様式第4）による通知を行う。なお、警告書の通知は契約者が説明請求のできる期日以後とする。

(2) 「措置対象契約者」が豊川市発注工事で施工中の工事がある場合、その工事を重点点検対象工事とし、豊川市低入札工事監督強化実施要領第5条に規定する重点点検に準じた点検を行う。

2 前項に定める契約者への措置は、当該工事に伴い他の事由から既に入札参加制限となり、これを事由に工事成績不良となった場合は適用しない。

3 措置対象契約者が「改善計画書」（別記様式第5）を提出した場合、契約担当者は、改善計画書に記載されていることを確認し受理する。

4 契約担当者は、前項の規定により提出された「改善計画書」の内容が不相当と認める場合は、「改善計画書」の再提出を求めることができる。

附 則

この要領は、平成14年6月1日から適用する。

附 則

この要領における「契約者の適正な選定」については、平成16年度から適用する。

附 則

この要領は、平成15年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成20年6月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成22年7月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成22年10月1日から適用する。

附 則

1 この要領は、平成23年10月1日から適用する。

2 次に掲げる要領は、廃止する。

(1) 豊川市工事成績評定実施要領（平成14年6月1日適用）

(2) 豊川市工事成績評定通知実施要領（平成14年6月1日適用）

附 則

この要領は、平成24年8月20日から適用する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から適用する。